

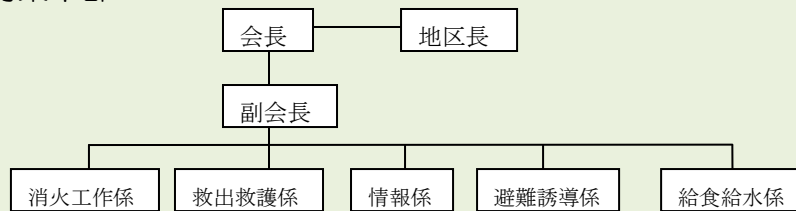
## 《参考2》 土浦市の先進的取り組み事例 災害時要援護

### 真鍋4丁目の地域防災活動

“天災は日頃の備えと向こう三軒両隣”をスローガンに

1. 地域防災組織 → 震度5弱以上の場合は自動的に対策本部を設置。

《対策本部》



2. 「災害時要援護者」支援の準備

ステップ1 市役所からの情報により申請者把握



ステップ2 民生委員が個別訪問し、どんな支援が必要か調査し、あわせて個人情報の開示の了解を得る

《聞き取り内容》 希望する支援、かかりつけ医、障害の内容  
家族構成、住宅居住状況など



ステップ3 総会時、当該班長に災害時支援活動の協力を依頼



ステップ4 災害時に備えて、管理台帳の作成および申請者のマップ作成

民生委員が個別訪問。

地域支援者は班長！

要援護者のマップ作成

3. 「災害時要援護者」支援(各班長にお願いすること)の内容

① 「我が家」の安全・安否確認



② 自分の班の要援護者の安否確認



③ 避難場所への案内・同行(必要時)



④ 対応不可時、対策本部へ連絡